

# 輸入承認の内容変更について

## 輸入注意事項12第21号 (12.3.31)

- 改正①輸入注意事項12第112号(12.12.26) ②輸入注意事項13第24号(13.5.31)  
③輸入注意事項15第 8号(15.2.3) ④輸入注意事項19第19号(19.3.6)  
⑤輸入注意事項22第 24号(22.2.16) ⑥輸入注意事項24第6号(24.4.2)

輸入の承認を受けた後、契約の変更等により当該輸入承認の内容を変更する必要がある場合の取扱いについては、下記によることとし、平成12年4月3日から施行します。

なお、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第39号(輸入承認証の内容変更について)は、平成12年4月2日限りで廃止します。

### 記

#### 1 書面申請手続 ①②④

- (1) 経済産業大臣が承認した輸入承認証(輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号。以下「令」という。)第4条第1項第2号の規定による承認(二号承認又は二の二号承認)の内容変更

##### ① 提出書類

- イ 輸入承認証内容変更承認申請書(別紙様式) 2通
- ロ 輸入承認証 正本及び写し各1通
- ハ 輸入割当証明書 正本及び写し各1通(貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室が承認した場合を除く。)
- ニ 内容変更を必要とすることを立証する書類 正本及び写し各1通
- ホ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求められることがある。

##### ② 提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室、経済産業局、通商事務所若しくは沖縄総合事務局

##### ③ 変更承認証の交付

審査の結果、当該内容の変更を承認する場合には、輸入承認証内容変更承認申請書の承認欄に記名押印して当該輸入承認証に貼付の上、割印をし申請者本人に交付する。

- (2) 経済産業大臣が承認した輸入承認証(上記(1)に掲げる場合を除く。)又は税関長が承認した輸入承認証の内容変更

##### ① 提出書類

- イ 輸入承認内容変更承認申請書(別紙様式) 2通
- ロ 輸入承認証 正本及び写し各1通
- ハ 輸入割当品目に係るものにあつては、輸入割当証明書 正本及び写し各1通
- ニ 内容変更を必要とすることを立証する書類 正本及び写し各1通
- ホ 審査に当たり必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求められることがある。

② 提出先

当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は貿易審査課野生動植物貿易審査室、経済産業局、通商事務所、沖縄総合事務局若しくは税関

③ 変更承認証の交付

審査の結果、当該内容の変更を承認する場合には、輸入承認証内容変更承認申請書の承認欄に記名押印して当該輸入承認証に貼付の上、割印をし申請者に交付する。

- 2 上記1に定める場合のほか、誤記等による軽微な訂正又は加除については、経済産業局、通商事務所及び沖縄総合事務局において適宜訂正又は加除をして差し支えない。この場合には、誤記等による訂正又は加除であることを確認の上、変更箇所には訂正印を押印するものとする。①⑤

〔別紙〕①

輸入承認証内容変更承認申請書

経済産業大臣又は税関長 殿

申請年月日

申請者名

記名押印又は署名

次の輸入承認証の変更又は訂正の承認を申請します。

1 輸入承認証の内容

(1) 承認番号

(2) 承認年月日

2 変更申請の内容

原承認の内容	変更後の内容

3 変更理由

内容変更承認番号

内容変更承認年月日

申請のあった上記の内容変更については承認する。

経済産業大臣又は税関長の記名押印

資格

記名押印